

生命保険協会  
SR報告書  
2023

生命保険協会の社会的責任活動について

# 未来のWell-beingにつなげるために

振り返ると国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから3年以上が経過しました。生命保険業界は、感染やこれに伴う生活への影響といったリスクに直面されているお客さまに寄り添い、新型コロナウイルス感染症による入院給付金等のご請求に対して延べ1,100万件、1兆2,000億円を上回るお支払いを行うなど、社会的使命を果たすべく全力で対応してまいりました。

私たちは今、感染症に加え、長引くウクライナ情勢や世界的な物価高など、歴史に刻まれるような出来事に遭遇しています。また、わが国はかつてない長寿社会を迎えており、持続可能な社会保障制度構築の必要性が高まっています。加えて、予測を超えるスピードで進む少子化や今後の人口減少の見通し等を踏まえると、更なる生産性向上に向けて社会全般でデジタル化の取組みを加速させることも喫緊の課題となっております。

こうしたなか、様々な環境変化に対応し、お客さまに「安心をお届けする」という使命を変わることなく果たし続けることが、私たち生命保険業界の社会的責任(SR: Social Responsibility)であると考えております。

## 1 顧客本位の業務運営の推進に向けた取組み

生命保険業界が変わらぬ安心をお届けしていくためには、お客さまとの信頼関係を確保し、顧客本位の業務運営をより一層推進していくことが何よりも重要です。

このため、生命保険協会として会員各社の取組みを後押しするべく、各社が営業職員チャンネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化を図るにあたっての着眼点として、その考え方に関する原理・原則や取組例等を取りまとめました(「営業職員チャンネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」)。この着眼点の策定にあたっては、専門プロジェクトチームでの検討に加え、営業職員チャンネルを有する会社の経営トップ等による議論を重ねてまいりました。今後も各社が経営陣の強いリーダーシップのもとで態勢強化に取り組むことを期待するとともに、生命保険協会としても継続的なフォローアップを行うことで各社の取組みを後押ししてまいります。

また、生命保険協会が運営する「代理店業務品質評価運営」について、業務品質の調査を経て評価付けを獲得した「認定代理店」を公表いたしました。今後も本制度の周知・浸透を図ることで、生命保険乗合代理店における顧客本位の業務運営の推進をサポートしてまいります。

## 2 未来のWell-beingの実現に向けた取組み

### 1 デジタル社会の実現に向けた生命保険業界としての役割発揮

デジタル化の進展とあわせて、社会保障分野においてもデジタル技術の活用等を通じた各種サービスの効率化・利便性向上を図る取組みが進められております。社会保障制度の補完を担う生命保険業界としても、こうした動きを踏まえながら、より一層のデジタル化を進めていくことが重要であると考えております。

このような観点から、諸外国の社会保障分野におけるデジタル活用に関する状況、特に諸外国で普及している

## 新型コロナウイルス感染症に係る 保険金・給付金のお支払状況(業界全体)

(2020年3月~2023年3月)

### ●死亡保険金\*1

合計 **53,288** 件、約 **2,687** 億円

### ●入院給付金\*2

合計 **11,015,341** 件、約 **9,860** 億円

\*1 うち災害保険金は、26,814件、約610億円

\*2 うちみなし入院(病院以外の宿泊施設・自宅での療養)は、10,637,036件、約9,433億円



一般社団法人  
生命保険協会  
会長

**稲垣 精二**

個人識別番号の仕組みや官民での利活用の状況・ヘルスデータの活用状況等について調査を進めてまいりました。加えて、日本政府においてマイナンバーカードやマイナポータルの活用による各種サービスの拡充・環境整備に向けた施策が展開され、マイナンバーカードの普及率や国民生活における利用機会が増加してきている状況変化等も踏まえ、生命保険分野におけるマイナンバー制度を通じたデータ利活用による新たなサービス提供について、ユースケースの研究を進めてまいりました。

これらの調査・研究の結果を踏まえ、各ユースケースで検討したサービスを新たに社会実装するにあたって乗り越えるべき課題等を整理し、「デジタル社会における生命保険業界の将来」報告書・提言書として取りまとめました。こうした取り組みを通じて国民の皆さまの利便性向上に資するサービス提供の実現に努めてまいります。

## 2 持続可能な社会の実現に向けた 生命保険業界としての役割発揮

生命保険業界として、ESG投融資やスチュワードシップ活動を通じた投融資先企業の企業価値向上や持続可能な経済成長への貢献に向けた取り組みを推進するとともに、持続可能な社会の実現に向け、SDGsへの貢献に向けた会員各社の取り組みを推進してまいりました。

その一環として、企業における人権尊重への社会的責任が増している状況を踏まえ、会員各社の態勢の高度化

を後押しするため、人権デュー・ディリジェンスの手法等の実務的な対応を解説したハンドブックを作成し、公表いたしました。また、生物多様性等をテーマに会員各社向けの勉強会等を実施しており、引き続き、こうした活動を通じてSDGsに係る会員各社の取り組みを後押ししてまいります。

## 3 事業の健全な発展に向けた基盤整備

国民の皆さまが必要とする私的保障の準備を支援・促進するための税制面での拡充、国内外の金融規制の在り方等について検討を進め、生命保険協会として積極的に意見を発信してまいりました。

また、国民の皆さまの金融リテラシーの向上に貢献するとともに生命保険事業に対する理解促進を図るため、公益財団法人 生命保険文化センターと連携して、幅広い世代への保険教育活動にも継続して取り組んでまいりました。

この「SR報告書」は、こうした生命保険協会の活動を、より多くの方にお知らせするために毎年発行しております。生命保険事業に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。生命保険協会は、将来にわたりお客さまのWell-beingに貢献するために、これからも弛まぬ努力を続けてまいります。

# 生命保険協会の概要

## 目的と事業

わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を行っています。

1. 生命保険事業に関する情報提供及び理解促進に関する事業
2. 生命保険に関する相談、苦情対応及び紛争解決に関する事業
3. 生命保険事業の適切な運営を確保するための制度及び施策に関する事業
4. 社員会社等の職員に対する教育及び研修に関する事業
5. 生命保険の理論及び実務等に関する調査研究に関する事業
6. 関係官庁、関係機関その他に対する意見の表明等に関する事業
7. 社会的責任を遂行するための事業
8. その他本協会の目的を達成するため必要と認められた事業

## 沿革

1898(明治31)年	生命保険会社談話会を設立
1905(明治38)年	談話会を生命保険会社協会に発展的に改組
1908(明治41)年	生命保険会社協会、 社団法人として認可を得て発足
1942(昭和17)年	生命保険統制会を設立し、 生命保険会社協会を生命保険集会所と改称、 業務の大部分を生命保険統制会に移管
1945(昭和20)年	生命保険統制会を解散、 生命保険中央会を設立して管掌事務を移管。 生命保険集会所の名称を生命保険協会と改めて再発足し、 生命保険中央会からの事務を継承
2008(平成20)年	生命保険協会創立100周年(12月)
2014(平成26)年	一般社団法人へ移行(4月)
2018(平成30)年	生命保険協会創立110周年(12月)

### [SR報告書2023]の対象期間

本報告書は、特に記載がない限り、2022年4月から2023年3月までの活動を記載しております。

# Contents

## 特集1

### 06 顧客本位の業務運営の 推進に向けた取組み

営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢に関する着眼点を取りまとめ

## 特集2

### 08 未来のWell-beingの 実現に向けた取組み

デジタル社会の実現に向けた生命保険業界としての役割発揮  
持続可能な社会の実現に向けた生命保険業界としての役割発揮  
金融リテラシー向上に向けた取組み

11 コラム 生命保険の仕組みと役割

## 活動報告

### 1 | 生命保険事業の基盤整備と発展に向けた活動

- 12 適切な業務を行うための枠組み
- 16 適切な保険募集等の徹底
- 18 生命保険に対する適切な理解の促進
- 20 生命保険に関する情報発信
- 21 生命保険事業の発展に向けた活動

### 2 | お客さまに安心をお届けするための活動

- 22 苦情・紛争の解決支援
- 24 安定的な生命保険事業の確保
- 25 適切性や健全性の維持

### 3 | 持続可能な社会の実現に向けた取組み

- 26 SDGs推進に向けた取組み
- 29 奨学金・子育て支援・健康増進に関する取組み
- 31 全国各地のCR活動
  
- 34 生命保険協会の組織図／加盟会社一覧
- 35 生命保険相談所一覧

# 顧客本位の業務運営の 推進に向けた取組み

生命保険業界が変わらぬ安心をお届けしていくため、各社の営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の高度化を促すための着眼点を取りまとめました。



## 営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢に関する着眼点を取りまとめ

### 各社が取り組むにあたっての原理・原則や取組例等を体系的に整理

生命保険会社の営業職員チャネルにおけるコンプライアンス・リスク管理に関しては、顧客本位の業務運営にかかる社会的な要請の一層の高まり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴うリモート環境下での活動機会の増加などの環境変化、元営業職員による金銭詐取事案の発生等を踏まえ、生命保険協会として、会員各社の取組みに関するアンケートを実施し、報告書の作成等を行うことで、各社の取組みの高度化を後押ししてきました。

こうした取組みも踏まえ、2022年度は会員各社の取組みを一層後押しすることを目的に、「営業職員チ

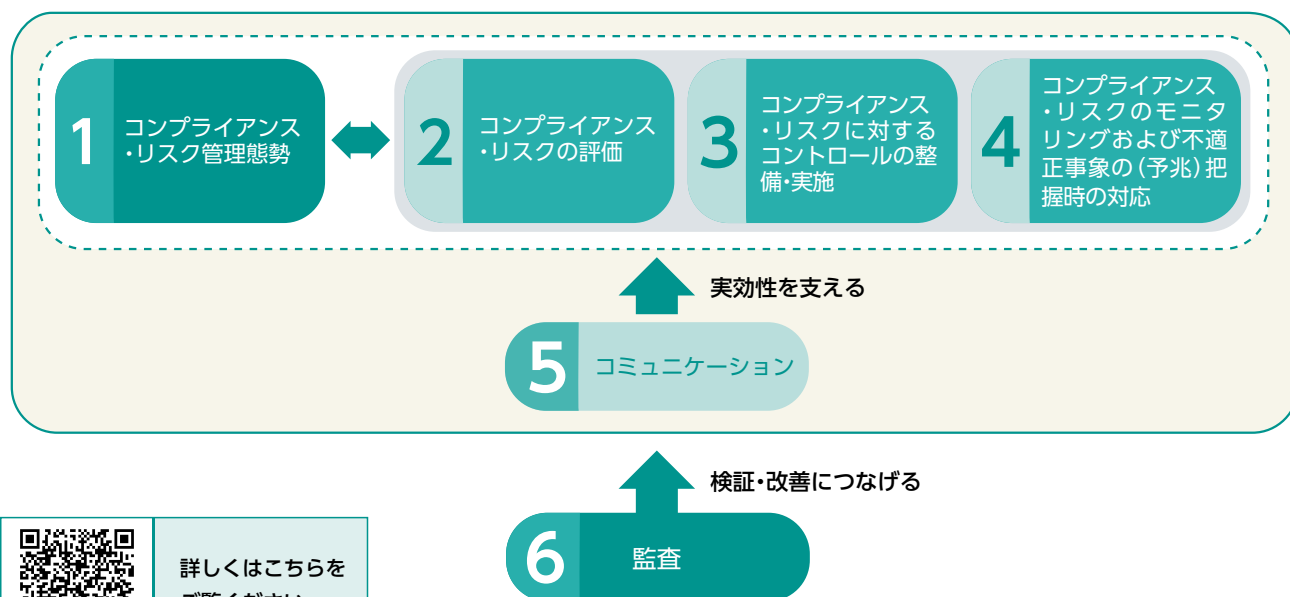
ャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」を取りまとめ、公表しました。

本着眼点には、各社が自社のリスクに応じた管理態勢の整備を進めるにあたっての考え方に関する原理・原則や、参考となる取組例等について、6つの項目から体系的に整理しています。

生命保険協会としても、本着眼点を踏まえた各社の取組状況や運用上の課題等を確認するなど、継続的なフォローアップを行うことで各社の取組みを後押ししていきます。

### ■着眼点の構成

各社が態勢整備を進めるにあたり、共通すると考えられる要素などを6つの項目から整理しています。それぞれの取組みを一連のものとして理解し、結び付けて実施していくことが重要となります。

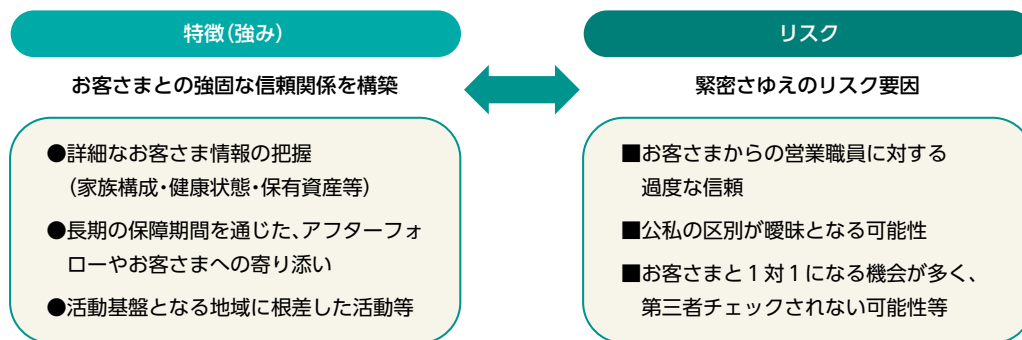


詳しくはこちらを  
ご覧ください

[https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/20230217\\_1.html](https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/20230217_1.html)

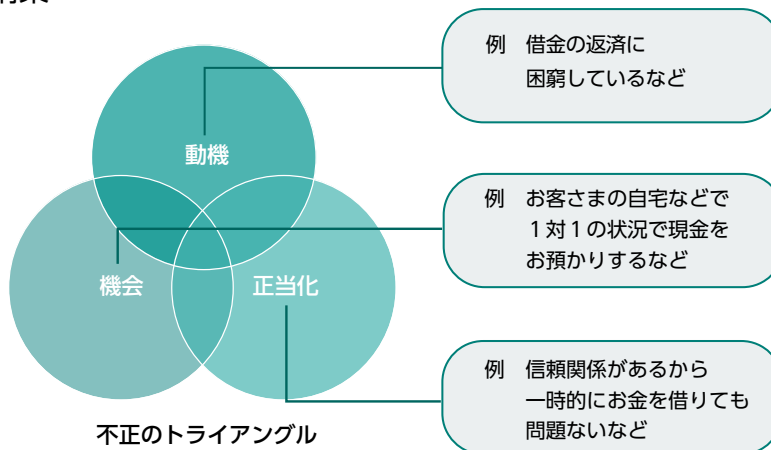
## ■ 営業職員チャネルの特徴(強み)とコンプライアンス・リスク管理

営業職員チャネルに共通する特徴から生じるリスクや、各社によって異なるビジネスモデル等から生じうるリスクを評価し、それらを踏まえたコンプライアンス・リスク管理態勢を構築することが重要となります。



## ■ 不適正事象の要因を踏まえた態勢構築

不適正事象が引き起こされる背景には、不正を誘発する3つの要素(動機・機会・正当化=不正のトライアングル)が存在します。不正のトライアングルをはじめ不適正事象の要因となる要素を十分に認識し、リスク事案の真因を考慮して、自社のリスクに応じた適切な態勢を構築することが重要となります。



## ■ 着眼点におけるプリンシプルの例

各社において、着眼点の構成が持つ意味や、各プリンシプルの内容も踏まえ、態勢高度化に向けた不断の取組み、創意工夫を重ねていくことを後押ししていきます。

### コンプライアンス・リスクの評価

#### プリンシプル

生命保険会社において防止しなければならない不適正事象は、いわゆる不正のトライアングル(動機・機会・正当化)といった考え方も述べられるように様々な要因により引き起こされる可能性があり、そのリスクは各社のビジネスモデル、経営戦略、販売チャネルの属性・特徴や業務運営・人事制度等によっても異なるものである。各社は、不適正事象を防止するためのコンプライアンス・リスク管理態勢を整備するにあたり、**まずは自社の事業においてどのような固有リスクがあるかを評価・特定し、そのリスクに応じた各種制度やルール**の構築といった統制策を実施すべきである。



#### プリンシプルの補足事項

- 営業職員チャネル特有のリスクに加え、自社固有のリスクについて、過去に発生した不適正事象や苦情の状況等を踏まえ評価する。
- 評価した各種リスクを踏まえ、コンプライアンス取組みや監査計画等を策定する。

# 未来のWell-beingの実現に向けた取組み

生命保険分野におけるデータ利活用の推進や、SDGs・金融リテラシー向上への貢献など中長期的な課題への対応に取り組まれました。こうした取組みを通じて将来にわたってお客さまのWell-beingに貢献していきます。



## POINT 1 デジタル社会の実現に向けた生命保険業界としての役割発揮

### 「デジタル社会における生命保険業界の将来」報告書・提言書を公表 諸外国におけるデジタル化の取組事例について調査

欧米主要国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス）とデジタル先進国（デンマーク、オランダ、シンガポール）合わせて7か国を対象に、日本のマイナンバー

カードと類似の仕組みである個人識別番号や官民での利活用の状況等を調査し、報告書としてまとめました。

### マイナンバー制度を通じたデータ利活用に関する提言書を公表

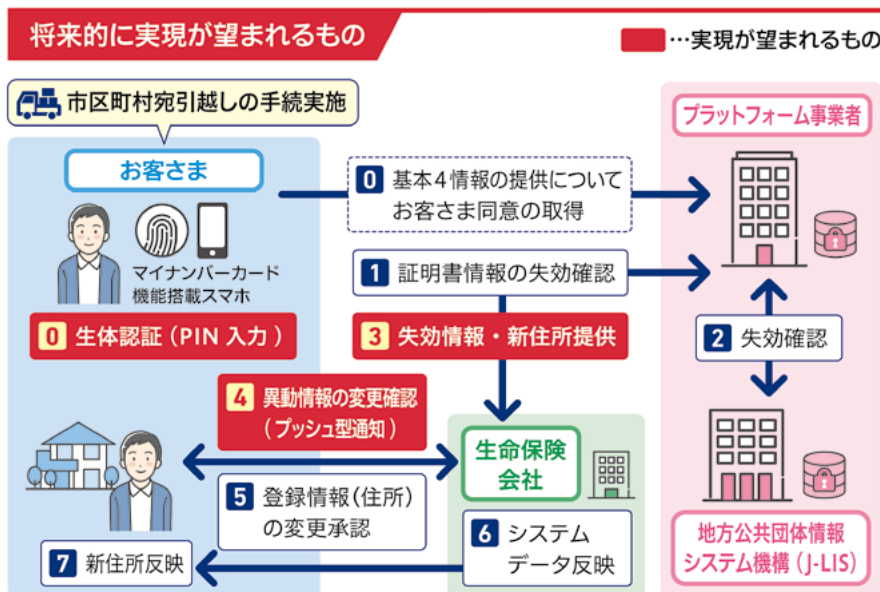
本報告書を踏まえ、生命保険分野におけるマイナンバー制度を利活用した具体的なユースケースを検討し、各種手続きの簡略化や自動化等お客さま利便に資する対応の実現に向け、制度面等の課題について提言事項をまとめました。

将来的に、お客さまの同意のもとで健康・医療分野を含む幅広いデータ利活用が可能となることで、手続きの効率化に留まらず、お客さまの健康寿命の延伸や、QOL向上に資する新たな生命保険会社のサ

ービス実現につながりうると考えています。

本提言書に掲載の9つのユースケースは、実現のめどがたっているものや、今後の検討が期待されるものなど状況はさまざまですが、生命保険業界として政府に更なる環境整備を促すとともに、お客さま一人ひとりのニーズに合った最適なサービスを提供し続けることで、お客さまの未来のWell-beingに貢献していきたいと考えています。

### ユースケースの例：住所変更手続きの簡略化



お客さまが引越しをした場合、保険会社宛に住所変更の申出が必要となります。マイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用することで、保険会社がお客さまの最新の住所情報を能動的に把握することが可能となります。これにより、お客さまの保険会社への申出が不要になり、住所変更の手続き漏れの防止につながります。

※図は2023年4月公表の「デジタル社会における生命保険業界の将来」報告書・提言書より抜粋



POINT 2

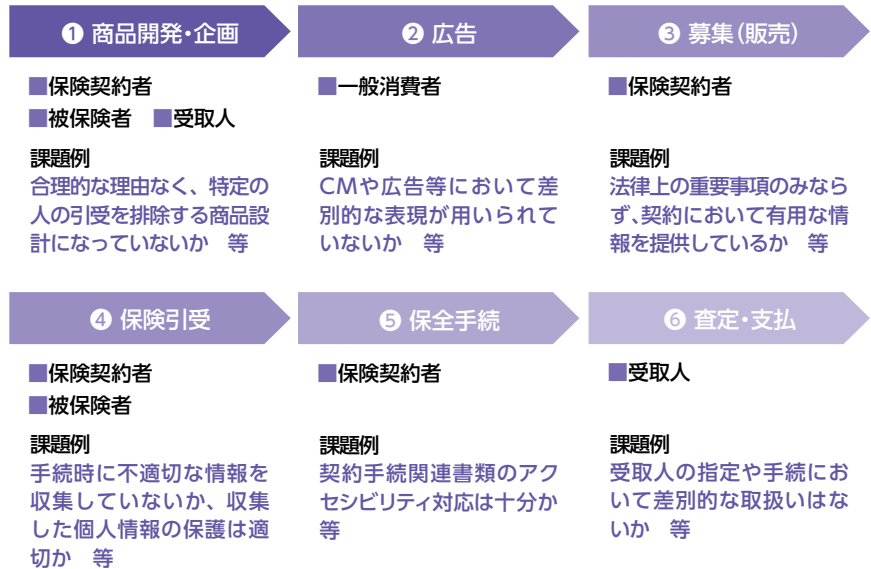
持続可能な社会の実現に向けた生命保険業界としての役割発揮

「生命保険会社における人権対応ハンドブック」を公表  
 会員各社の人権尊重に関する取組みを後押し

生命保険の商品開発からお支払いまでの各業務や機関投資家として配慮すべき人権課題と取組例などを解説した「生命保険会社における人権対応ハンドブック」を作成しました。

これまでも会員各社において人権尊重を基盤とした事業活動が行われてきましたが、日本政府のガイドラインで求められる対応や国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等の国際スタンダード等、基礎的な事項を含め最新情報を改めて本ハンドブックに集約・整理しています。

バリューチェーンの流れと  
 関連する主なステークホルダー・人権課題の例



POINT 3

金融リテラシー向上に向けた取組み

高校生向けビジネスコンテストへの協賛  
 生命保険協会代表チームによる発表会を実施

生命保険協会は、株式会社マイナビが運営する日本最大級の高校生向けビジネスコンテスト「キャリア甲子園 2022」に4年連続で協賛しました。2023年3月12日に開催された決勝大会には、生命保険協会代表チームとして「りきゃっぷ」（ドルトン東京学園高等部）が出場しました。

また、後日代表チームを招いて独自の「ビジネスコンテスト発表会」を開催しました。発表会では代表チームのメンバーと会員各社の代表者との間で活発な意見交換が行われました。

- メンバー:ドルトン東京学園高等部(東京都)1年生  
 ヴァンダーキヤム 琉海さん、経廣 慧汰さん、酒井 順平さん
- 生命保険協会からのテーマ:「ライフスタイルや価値観の多様化が進むこれからの社会に寄り添った、生命保険会社が提供する新たなサービスを創造せよ」
- 提案内容:LGBTQに対する保険・仮想空間でのコミュニケーション機会の提供



## 「金融・保険に関する学習情報サイト」をリニューアル 各年代に必要な情報やツールを充実させ、使いやすく

生命保険協会は国民の皆さまの金融リテラシーの向上に貢献するとともに生命保険事業に対する理解促進を図るため、「金融・保険に関する学習情報サイト」を開設しています。

2023年2月に本学習情報サイトを改訂し、生命保険協会と公益財団法人生命保険文化センターの副教材等を一覧化して対象年代別に絞り込む機能を搭載することで各コンテンツにアクセスしやすくなりました。

本学習情報サイトでは、会員各社が行っている情報提供やセミナー・講座等の取組みも紹介しています。今後も保険教育に関する情報提供等を通じて、すべての世代の金融リテラシーの向上に貢献していきます。



「金融・保険に関する学習情報サイト」はこちらをご覧ください。

<https://www.seiho.or.jp/edu/>

### 副教材・コンテンツ等のご紹介

 <p>小学生</p> <p>まんが 「みんなを支える 生命保険 生き方と 自助のひみつ」</p>	 <p>中学生</p> <p>「社会における 企業の役割と責任」 保険会社って 何をしているの？</p>	 <p>中学生</p> <p>マンガ 「生命保険って 何だろう？」</p>
 <p>中学生～ 成人一般</p> <p>アニメーション「生命保子の未来の授業」</p>	 <p>高校生</p> <p>「社会保障制度と 保険のキホンに ついて学ぼう！」</p>	 <p>高校生</p> <p>生徒用ワークブック 「君とみらいと ライフプラン」</p>
 <p>大学生</p> <p>「生活設計と リスク管理」</p>	 <p>成人一般</p> <p>金融リテラシーが身につくショートムービー 「ライフプランのいろいろ」</p>	 <p>成人一般</p> <p>認知症対策に関する 情報冊子 「生命保険契約者の みなさまへ 家族と備える認知症」</p>

※緑色は生命保険協会の取組み、青色は生命保険文化センターの取組み

### Column

#### 成年年齢の引き下げに関するコンテンツ

2022年4月1日に成年年齢が引き下げられました。若年層が自らの責任で契約の主体となり、社会に積極的に参画していくことが期待される反面、安易に契約を交わすことでトラブルに巻き込まれる可能性があります。本学習情報サイト上で関連の教材を提供しているほか、特設ページを設けて政府の消費者教育の取組みについて紹介しています。

# 生命保険の仕組みと役割

長寿化やライフプラン・価値観の多様化が進む中で、「公私二本柱の生活保障」という理念のもとに、公的保障(公的年金等)と自助努力による私的保障(個人保険や企業保険等)を適切に組み合わせることが、ますます大切になっています。

## 相互扶助の仕組みによる様々な生活保障の提供

生命保険は大勢の人が公平に保険料を負担し合い、いざというときにお互いに給付を受けられる「相互扶助」の仕組みにより、様々な保障を提供し

ています。各社は死亡・高度障害保険金をはじめ、入院・手術給付金や年金等のお支払いを通じ、皆さまの生活に貢献しています。

### ● 保険金・給付金等の合計(2021年度実績)

年間  
約**18.0**兆円  
(1日あたり約494億円)



医療保障としての  
入院・手術給付金等



死亡・高度障害  
保険金等



老後保障としての  
年金等

## 保険料の運用を通じた社会・経済活動の支援

生命保険会社の総資産は約419兆円です(2021年度実績)。皆さまの保険料のご負担を軽減しつつ、確実に保険金等をお支払いするために、お預かりした大切な保険料を収益性・安全性・流動性ととも

に公共性に配慮しながら運用しています。また、生命保険協会では、国内株式市場全体の活性化に向けた取組みも実施しています。

### ● 生命保険の仕組み(相互扶助の原理)



# 生命保険事業の基盤整備と 発展に向けた活動

生命保険各社の適切な業務運営を後押しするほか、  
生命保険事業の健全な発達に向け取り組んでいます。



## 適切な業務を行うための枠組み

### 取組み 1 行動規範・指針・自主ガイドライン等

## 生命保険会社向けの行動規範や指針等を提示

生命保険事業が社会から信頼されるよう、生命保険  
会社やその役職員が遵守すべき「行動規範」を定めてい  
ます。また、事業の適切・健全な運営のために参考とす

べき実務上の取扱いや留意点等をおさめた「行動指針」  
や「自主ガイドライン」等を策定しています。

### 行動規範

#### [ 3つの行動原則 ]

お客さま  
本位の行動

コンプライアンスと  
高い企業倫理に基づく行動

社会的責任に  
基づく行動

#### [ 12の基本的行動 ]

1. 商品の提案・提供から支払いまでの  
適切なお客さま対応の推進
2. お客さまや社会との相互理解の促進
3. お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底
4. 公正な事業活動の遂行
5. 反社会的勢力との関係遮断
6. 生命保険事業の特性を踏まえた資産運用
7. 環境問題への取組みの推進
8. 社会貢献活動の推進
9. 人権の尊重
10. 働き方の改革と職場環境の充実
11. リスク管理の徹底
12. 再発防止の徹底と説明責任の遂行

### 行動指針

- ・ 環境問題における行動指針
- ・ 反社会的勢力への対応指針
- ・ 女性の活躍推進に関する行動指針
- ・ 個人情報保護のための取扱指針
- ・ 個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針

## 着眼点

- ・ 営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点

## 自主ガイドライン

### 適正な募集

- ・ 契約概要作成ガイドライン
- ・ 注意喚起情報作成ガイドライン
- ・ 契約締結前交付書面作成ガイドライン
- ・ 市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン
- ・ 正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン
- ・ 未成年者を被保険者とする生命保険契約の適切な申込・引受に関するガイドライン
- ・ 保険募集人の体制整備に関するガイドライン
- ・ 募集関連行為に関するガイドライン
- ・ 金融機関代理店における重要情報シート作成ガイドライン

### 募集資料等の適正な表示

- ・ 生命保険商品に関する適正表示ガイドライン
- ・ 生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン

### 適切な保険金支払い

- ・ 保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン
- ・ 保険金等の請求案内事務に関するガイドライン
- ・ 診断書様式作成にあたってのガイドライン

### 高齢者対応

- ・ 高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン

### 資産運用

- ・ 生命保険会社の資産運用におけるESG投融資ガイドライン

## TOPICS

### 保険募集人の体制整備に関するガイドラインを改正

保険会社における公的保険制度に係る募集人向け教育・顧客向け情報提供体制の拡充を目的として、2021年12月28日に金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正されました。

生命保険協会においても「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」を2022年7月6日に改正し、会員会社および代理店等の体制整備を支援しています。

あわせて、消費者向けの情報提供ツールとして公的年金制度(老齢年金制度)に関する案内チラシを作成し、広く情報提供に努めるとともに、同ツールに係る生命保険募集人向けの解説資料として業界共通ガイドの提供も行っています。



公的年金チラシ

## 消費者や業界外部の声を集約

全国各地にて消費者団体・消費者行政関係者・報道関係者との意見交換会を行っているほか、定期的な訪問等を通じ、情報提供や意見交換を行っています。

2022年度には、計119回の意見交換会を通じて、生命保険会社の業務運営に関する消費者の声を把握すると同時に、生命保険事業についてのより良い理解を持っていただくための対話を行っています。



山梨県協会での意見交換会の様子

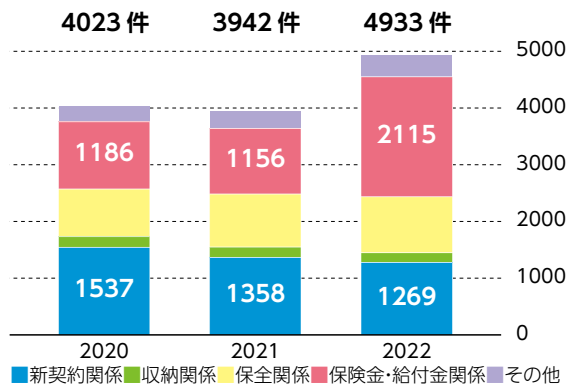
## 苦情の発生防止に向けた取組み

生命保険協会で受け付けた苦情等の状況は、「相談所レポート」(年1回)および「ボイス・レポート」(四半期ごと)として、また裁判外紛争解決手続の結果は「裁定概要集」として、消費者・会員各社の経営層の双方に情報提供しています。

2022年度は、特に新型コロナウイルスによる請求件数の増加に伴い保険金・給付金関係の苦情が増加しましたが、こうした環境下で、各社において支払部門の増員を行うなど迅速なお支払いに努めました。

また、当会および各社で受け付けた苦情件数や主な事例等を幅広く当会ホームページで公開しています。

生命保険協会で受け付けた苦情件数の推移



生命保険各社の  
苦情受付情報・保険金等  
お支払情報についてはこちら



<https://www.seiho.or.jp/member/complaint/>

## お客さまの声・苦情情報のさらなる活用

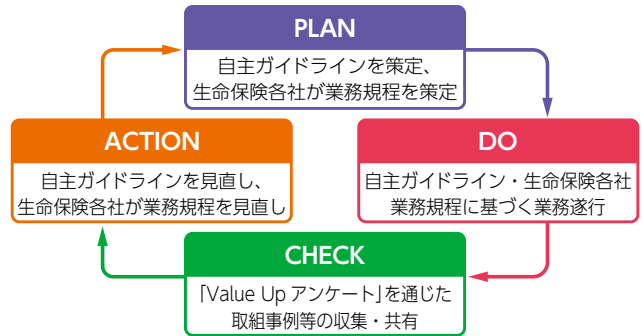
生命保険各社の経営層で構成するお客さま本位推進会議を設置し、生命保険協会に寄せられるお客さまの声や苦情情報等の分析結果、各社の取組み状況などを各社の経営層にフィードバックし、各社の顧客本位の業務運営の高度化を後押ししています。

2022年度は、入院給付金等の各種給付金のお支払い手続および商品開発管理・募集管理体制をテーマとし、各社における課題や取組みを共有し意見交換を行いました。

# 生命保険各社の取組みの底上げを推進

自主ガイドラインを踏まえた生命保険各社の取組状況につき、年1回「Value Upアンケート」を通じてフォローアップを行っています。

意見交換会等を通じて寄せられた消費者からの意見や要望等も踏まえつつ、お客さまサービスの向上を目指す取組みの具体例を共有し、各社のPDCAの取組みの高度化および経営への反映を促進しています。



## Value Upアンケートにて収集した各社の取組事例

**全体版**

**【意向確認の強化】**

業界外部からの声 「思った保険と違って」という相談はいまだに多く、募集時の聞き取りをさらに工夫し、意向把握・意向確認の精度をあげてほしい。

- 当初意向確認時とご契約手続き時までには時間が空いた場合など、意向の変更があり得るケース等を踏まえ、**ご契約手続き時に、お客さまに改めて年取等の状況に変化がないかも含め、最終的な意向の確認を実施**。そのうえで当初の意向との変更点を赤字で強調して比較表示するよう、確認を強化した。

**【手続きの簡素化】**

業界外部からの声 今後も消費者利便向上に努め、加入・継続・支払時と、長期の契約に継続した消費者のフォローを行ってほしい。

- 給付金請求時に、**募集人が受療内容の入力をサポートすることで入力内容確認を行うことや、診療明細書などの画像アップロードのみで請求可能とするサービスを開始した。**

**外貨建て保険版**

**【高齢者への対応】**

業界外部からの声 消費者に説明した内容が理解されることが重要である。常に適合性の原則を踏まえ対応してほしい。

- 高齢者に対しては、①**申込み1ヶ月以内に商品内容や重要事項説明を別日に複数回実施**、②**親族同席での募集を原則とし、親族による同意書の提出を必須**、③**直接丁寧な説明を行うために対面面談を実施**とした。

**【お客さまへの情報提供の強化】**

業界外部からの声 一度受けた説明を「覚えていない」「理解できていない」ように感じる相談が多い。

- 「ご契約内容のお知らせ」に同封する機関誌において、市場リスクについての情報提供を行うとともに**解説動画の2次元コードを掲載**している。

### 消費者団体の声



公益社団法人  
日本消費生活アドバイザー・  
コンサルタント・相談員協会  
代表理事副会長  
**永沢 裕美子**さん

#### 生命保険業界への期待

「顧客本位の業務運営に関する原則」が策定・公表されてから6年余りが経過しました。この間、外貨建保険販売資格制度が創設され、募集人の説明力の向上が図られたことや、生命保険契約照会制度が創設され、契約者に寄り添ったアフターサービスが提供されるようになったことを、高く評価します。

一方、重装備な説明は消費者の理解を阻害する一因ともなっています。デジタル化が進む中、契約書面等の簡素化も課題となっています。消費者にとって分かりやすい商品の提供に努めるとともに、消費者自身が自分に適した商品を選択し自立して契約できるような知識や判断力を身に付けることができる、そんな学びの機会の拡充を期待しています。

# 適切な保険募集等の徹底

## 取組み 1 生命保険募集人の登録と業界共通教育制度

### 適切な募集を行うための教育制度を運営

営業職員や代理店が生命保険の販売を行うためには法令上、金融庁に生命保険募集人の登録を行う必要があります。生命保険協会では、登録のために必要とされる

知識や資質・能力を確認するための「一般課程試験」を含む業界共通教育制度を運営しています。毎年テキスト等の見直しを行うことで、教育内容の充実を図っています。

※合格者数は2022年度(単年)

一般課程試験	生命保険販売に必要な基礎知識の修得	生命保険募集人として登録 97,134名合格
専門課程試験	生命保険販売に関する専門知識や 周辺知識の修得	ライフ・コンサルタント 59,588名合格
応用課程試験	ファイナンシャル・プランニング・サービスに 必要な知識の修得	シニア・ライフ・コンサルタント 25,814名合格
大学課程試験	ファイナンシャル・プランニング・サービスに 関する専門知識や周辺知識の修得	トータル・ライフ・コンサルタント 31,750名合格
変額保険 販売資格試験	変額保険の特徴やリスク等の 知識の修得(専門課程試験合格が条件)	変額保険の販売が可能 35,642名合格
外貨建保険 販売資格試験	外貨建保険の特徴やリスク等の 知識の修得(専門課程試験合格が条件)	外貨建保険の販売が可能 80,959名合格

## 取組み 2 生命保険募集人の継続教育制度

### 募集の適切性を維持するための教育制度を運営

生命保険募集人が募集活動を行うにあたって「お客さま重視、法令遵守」の視点を持ち続けていくために、毎年、原則としてすべての生命保険募集人に対して継続的に教育する仕組み(継続教育制度)を構築しています。標準カリキュラムのフォローアップを毎年行うことで、教育内容の充実を図っています。

#### 継続教育制度標準カリキュラム

1. コンプライアンス
2. 法令上の禁止行為
3. 適正な保険募集のために必要な知識
4. 保険金等の支払い等アフターサービス
5. 高齢のお客さまへの対応
6. 保険代理店による保険募集に関するルール
7. 銀行等による保険募集に関するルール
8. 公的保険制度

## 取組み 3 その他の教育制度

### 生命保険支払専門士や生命保険面接士の試験を実施

#### 1 生命保険支払専門士試験

生命保険各社の支払担当者の業務能力の維持・向上を図るため、2007年度より生命保険支払専門士試験を実施しています。合格者数は累計で44,984名となっています。

#### 2 生命保険面接士試験

ご契約の申込時に健康状態を確認する手段の一つとして、生命保険面接士と面談する方法があります。1973年度より生命保険面接士の認定試験を実施しており、合格者数は累計で74,647名となっています。



# 生命保険乗合代理店の業務品質向上に向けて

生命保険乗合代理店において顧客本位の業務運営をより一層推進するため、業務品質向上をサポートする取組みとして、2022年4月に「業務品質評価運営」を開始しました。

運営開始にあたり、生命保険会社・代理店・消費者団体の代表等で構成される「代理店業務品質のあり方等に関するスタディーグループ」にて検討のうえ、消費者にとって理想的な代理店として求められる取組みを「業務品質

評価基準」として取りまとめました。

代理店は「業務品質評価基準」に基づき自代理店の取組み状況を確認・改善することで、業務品質の向上につなげることができます。

また、生命保険協会が申込みのあった代理店に対し、調査・評価を実施し、その結果を消費者向けに公表することで、業務品質向上に積極的に取り組んでいる代理店として広く知っていただけることとなります。

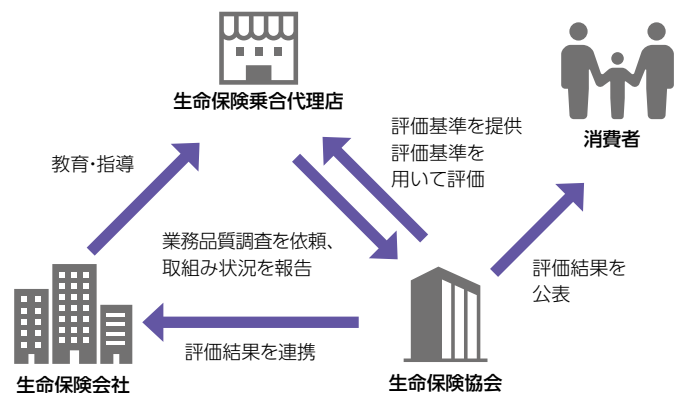
## 取組概要

### ①業務品質評価基準の提供

消費者にとって理想的な代理店として求められる業務品質を4つの要素（「顧客対応」「アフターフォロー」「個人情報保護」「ガバナンス」）に分け、「基本項目（約130項目）」と「応用項目（約50項目）」の2段階に区分した業務品質評価基準を提供

### ②業務品質調査、評価結果の公表

自己チェックの結果、上記「基本項目」を達成している代理店のうち、申込みのあった代理店に対し生命保険協会が「業務品質評価基準」に基づき調査・評価を実施、評価結果を公表



## ■生命保険乗合代理店業務品質認定マーク



保険の「保」の字を使って安心・安全を保つということを表し、赤いペンで描いた丸は生命保険乗合代理店の業務品質を確認・チェックすることを表現しています。緑色は安心・安全を表す色であり、生命保険協会のイメージカラーでもあります。

※認定代理店は、自社のホームページや名刺、宣伝・広告用資料に当マークを使用することができます。

代理店業務品質評価  
運営の詳細および  
2022年度認定代理店  
については、こちら



[https://www.seiho.or.jp/quality\\_result/](https://www.seiho.or.jp/quality_result/)

## TOPICS



2023年2月24日開催の認定証授与式の模様

### 業務品質調査の2022年度実施状況

2022年度より運営を開始した業務品質調査は、54社の代理店に申込みいただき、9月から調査を実施しました。

調査には、書面調査（オフサイト調査）と訪問調査（オンサイト調査）の2種類があり、代理店と丁寧なコミュニケーションを取りながら実施しました。

調査の結果、学者・弁護士・消費者団体の有識者で構成される代理店業務品質審査会にて、42社の代理店が業務品質評価基準の基本項目すべてを達成した認定代理店と認められました。生命保険協会では当該代理店をホームページで公表することとあわせて、認定証授与式を開催しました。

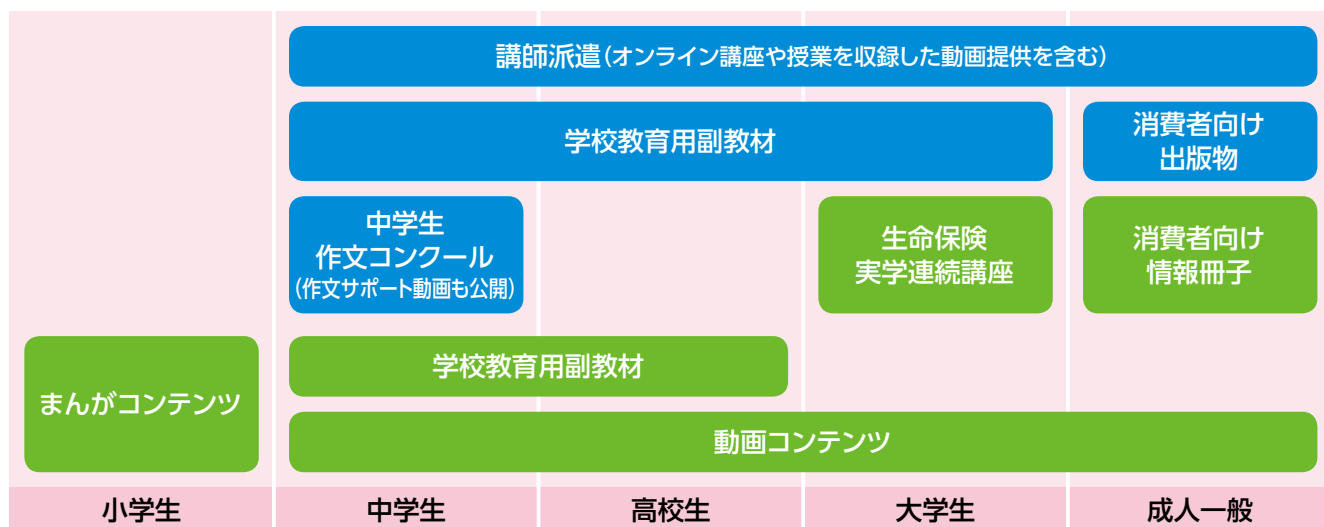
# 生命保険に対する適切な理解の促進

## 取組み 1 全世代対応型パッケージ

### すべての世代の金融リテラシー向上に貢献

生命保険協会では、生命保険文化センターと協力しながら、すべての世代の金融リテラシーの向上を目的とした「全世代対応型パッケージ」を構築しています。生命保険や生活設計に関する理解の促進に向けて、講師派遣や教材提供等に取り組んでいます。各コンテンツは「金融・保険に関する学習情報サイト」でご覧いただけます。(P.10参照)

※緑色は生命保険協会の取組み。青色は生命保険文化センターの取組み。



#### 「今だから聞きたい!生命保険便利帳」

認知症保険等の生命保険商品の多様化や手続きの電子化、生命保険協会における生命保険契約照会制度の創設といった背景から、2023年2月に「今だから聞きたい!生命保険便利帳」(2014年3月初版発行)を改訂しました。

本冊子は、生命保険契約に関する誤認を防止し、消費者の皆さまに正しく理解いただくため、消費者庁の協力のもと作成しています。



2023年改訂版  
「今だから聞きたい!  
生命保険便利帳」は  
こちら



<https://www.seiho.or.jp/data/publication/elderly/pdf/all.pdf>

#### 生命保険実学連続講座

全国各地の大学において、社会保障制度や生命保険に関する理解を深めるため、年金、医療、保険等の公的・私的保障の仕組みや生命保険の意義等を学ぶ連続講座を、グループディスカッション等も交えながら実施しています。

金融リテラシー教育に貢献するとともに、大学や学生からも高い評価をいただいています。



## 自助の日

生命保険協会は、5月28日を記念日「自助の日」と制定しています。この記念日は、自分らしく豊かな人生を送るためにはどうすればよいかを考える日です。5月28日(いつつば)の語呂であり、ロゴマークのモチーフにもなっている「5つ葉」には、「希望」「知恵」「財運」「健康」「愛」の意味が込められています。「自助の日」を契機として、業界一丸となって皆さまが「自助」について考えるうえで必要なりテラシーの向上に貢献していきます。



## 生命保険文化センターとの連携活動

### 講師派遣

生命保険文化センターでは、全国各地の消費者行政機関や企業・官公庁等の要請に応じて、生活設計、年金・医療等をテーマとした学習会等に、無料で講師を派遣しています。また、学生・生徒の皆さんに、生活設計・生活保障に関する基礎知識を学んでもらうために、授業時間の一部を利用して講義を行っています。生命保険協会では、生命保険文化センターの委託を受けて、講師派遣案内活動と併せて、一部、地方協会事務局長が講師業務を実施しています。

2022年度  
講師派遣  
実績

「生命保険実学講座」(学生・生徒向け)

687回開催 32,559名受講

「生命保険学習会」(社会人向け)

96回開催 6,741名受講

### 中学生作文コンクール

生命保険文化センターでは、暮らしと生命保険との関わり、あるいは生命保険を通じて感じた家族のあり方などについて、中学生自身の目で見たり、聞いたり、考えたりしたことを、作文という形で文章に表現する能力を養うことを目的に、1963年より中学生作文コンクールを毎年実施しています。生命保険協会では、生命保険文化センターの委託を受けて、中学校に対する周知活動や、地元新聞社に対する表彰者の新聞記事掲載に向けた取組み等、様々な案内活動を行っています。

2022年度  
(第60回)  
中学生作文  
コンクール  
応募実績

全国 935校から  
29,822編



第60回文部科学大臣賞を受賞した、千葉県印西市立滝野中学校の下園 たまきさん

### 公益財団法人 生命保険文化センター

公正・中立な立場で生活設計や生命保険に関する情報提供等を行うことを目的に、1976年に設立されました。「消費者啓発・情報提供活動」「学術振興事業」「調査活動」の3つの事業を柱に、学校への講師派遣、消費者向け学習会の実施、学校教育用副教材や消費者向け小冊子の作成、生活保障に関する意識や生命保険の加入実態等を探る調査活動等を行っています。

生命保険文化センターの諸活動は、ホームページをご参照ください。



<https://www.jili.or.jp/>

# 生命保険に関する情報発信

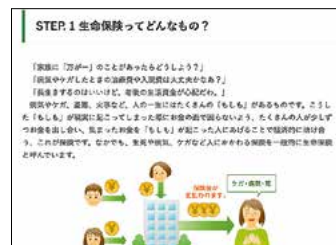
## 取組み 1 生命保険に関する基礎知識を解説

### ホームページやSNSでの情報提供

生命保険協会ホームページ内の「生命保険の基礎知識」では、生命保険について知っておくと便利な基礎知識を解説しています。

また、Twitter公式アカウントで当会の活動について情報発信を行い、情報提供の充実を図っています。

#### 生命保険の基礎知識



生命保険を体系的に解説

#### Twitter公式アカウント



## 取組み 2 業界統一のディスクロージャー開示基準の制定・見直し

### 毎年見直すことで情報開示を充実

生命保険会社のディスクロージャー（経営内容の開示）は、法令によって開示項目が定められています。

生命保険協会では、お客さまや投資家からの信頼性確保の観点から、自主的に開示すべきと判断した項目を加えた業界統一のディスクロージャー開示基準を定めています。

この基準を毎年見直すことで、情報開示を充実させています。

また、当会のホームページにおいて、会員各社のディスクロージャー誌、決算発表資料および四半期報告資料を掲載することで、お客さまや投資家の利便性を確保しています。

## 取組み 3 ディスクロージャー 虎の巻

### 財務諸表をわかりやすく解説

生命保険会社の財務諸表の読み解き方をわかりやすく説明した「生命保険会社のディスクロージャー 虎の巻」を、生命保険協会のホームページに掲載し、皆さまに向けて提供しています。



改訂版「虎の巻」はこちら



<https://www.seiho.or.jp/data/publication/tora/>

## 取組み 4 生命保険事業概況等の統計資料の公表

### 生命保険業界全体の業績を発信

会員会社の主要業績を1か月、四半期、年度ごとにとりまとめた「生命保険事業概況」や、生命保険業界の契約動向等を簡潔にまとめた「生命保険の動向」を作成し、生命保険協会のホームページで公表しています。

# 生命保険事業の発展に向けた活動

## 取組み 1 税制改正の要望

### 生命保険料控除制度の拡充等を要望

少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化中、持続可能な社会保障制度を確立するためには、公的保障・私的保障が各役割を果たし、国民一人ひとりが必要な生

活保障の準備を自ら行うことが重要です。

生命保険協会では 2023 年度税制改正において、生命保険料控除制度の拡充や、企業年金保険制度の充実等を要望しました。

## 取組み 2 国際的な保険監督基準等の策定に向けた意見表明

### 日本の生命保険事業の特性を対外発信

金融庁ほか、各国の保険監督当局の国際組織である保険監督者国際機構 (IAIS) において、国際的な保険監督基準の策定・見直しが行われています。

また、国際会計基準審議会 (IASB) および国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) においては、会計基準や

サステナビリティに関する報告の基準にまつわる議論が行われています。

こうした国際的な議論が日本の生命保険事業の特性を適切に反映するよう意見を発信し、お客さまにより良いサービスを提供できる環境を整えています。

## 取組み 3 国際保険協会連盟や国際会議への参画

### 国際機関に対するプレゼンスの強化

各国の保険協会による情報連携、IAIS等の国際機関に対する意見発信の強化を目的として、2012年10月に発足した国際保険協会連盟 (GFIA) に、設立時から加盟しています。

また、経済協力開発機構 (OECD) の保険・私的年金委員会 (IPPC) の会合等に参画し、私的保険に関する意見発信や情報提供を行っています。

#### GFIAとの関係について

GFIAは、世界各地域の保険協会による情報連携や国際保険規制をめぐる議論の中での発信力強化を目的として、2012年10月に設立されました。40を超える保険協会を通じ、先進市場から新興市場まで、全世界の保険料の約90%を幅広くカバーしています。

生命保険協会は、GFIA設立当初よりこの運営に深く関与しています。現在は佐々木豊成副会長が地域代表執行委員として参画し、各国の実情を踏まえたバランスのとれた活動に貢献しています。また、先進市場と新興市場との架け橋として、各地域等との関係構築・維持に努めています。



国際部メンバー  
佐々木豊成副会長 (後列中央)

# お客さまに安心を お届けするための活動

お客さまに寄り添いながら、安心・安全に  
社会的責任を果たすための活動を行っています。



## 苦情・紛争の解決支援

### 取組み 1 生命保険相談所での相談・苦情への対応

## 専門的な知識を持った相談員が早期解決を支援

生命保険各社へのご不満の解消を支援するため、生命保険相談所において、お客さまが生命保険会社との間で解決に向けて話し合うためのアドバイスを行っています。本部相談所と全国50か所の連絡所(全都道府県に所在)において、専門知識を持った相談員が、中立・公正な立場で一般的な相談や苦情等をお受けしています。お客さまが生命保険会社と話し合っても苦情が解決しない場合には、関係する生命保険会社に情報共有して迅速な処理を求め、早期解決を支援します。

#### 生命保険相談所の受付件数

年度	2022年度
一般相談	6,761
苦情	4,933
<b>合計</b>	<b>11,694</b>

(単位:件)



相談の様子

※生命保険相談所の一覧はP.35をご参照ください。

### 取組み 2 生命保険相談所での紛争の解決

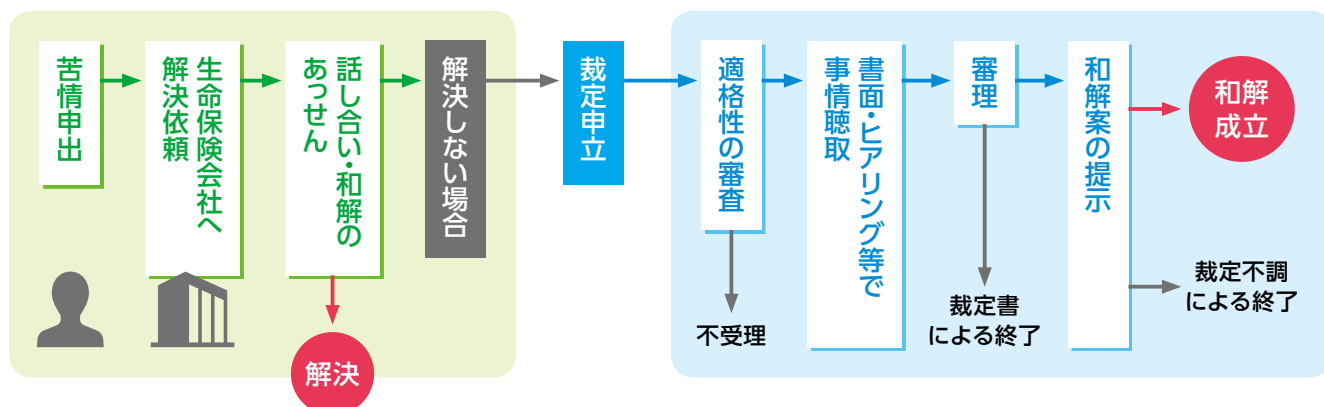
## 裁定審査会による中立・公正な審理

苦情申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても問題が解決しない場合、その申出の解決を図ることを目的に、生命保険相談所に「裁定審査会」を設けています。弁護士7名、消費生活相談員7名、生命保険相談室の職員3名

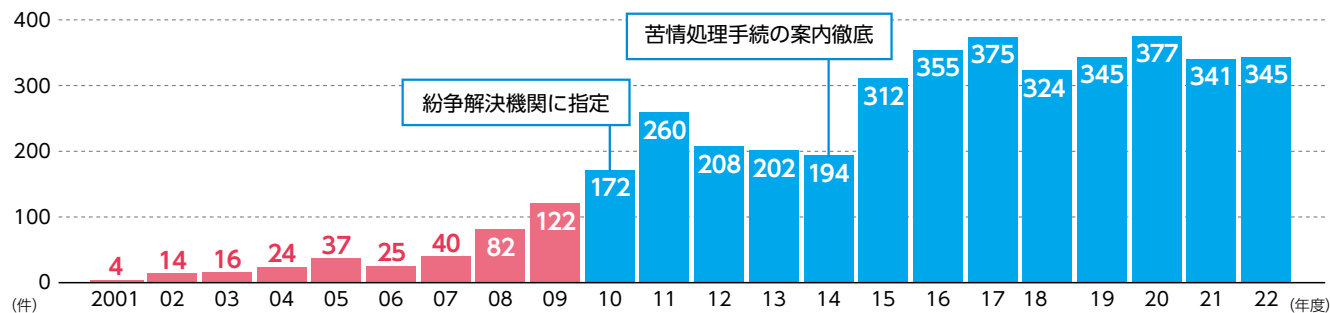
の計17名の委員で構成されています。

原則として全件で事情聴取を行い、解決の糸口となる個別事情の把握に努め、積極的に和解提案をする等、中立・公正な立場から紛争の適切な解決を図っています。

#### 苦情の受付から裁定審査会手続終了までの流れ



## 裁定審査会への申立件数の推移



## 指定紛争解決機関

生命保険協会は、2010年9月に金融庁より保険業法に基づく紛争解決機関に指定されました。指定紛争解決機関は、中立・公正な立場で裁判外紛争解決手続(ADR)を行います。



KEY WORD

## ●「指定紛争解決機関(裁定審査会)」による手続きの主な特長

1. 生命保険会社は手続きへの参加・協力が義務付けられています。
2. 生命保険会社は、原則、裁定審査会による裁定の結果を受諾することが義務付けられています。
3. 裁定審査会への申立を行う場合、お客さまの請求権にかかる時効の完成が猶予されます。
4. 裁定審査会の手続きは、無料をご利用いただけます。

## 取組み 3

## 外部有識者からなる裁定諮問委員会の設置

## 生命保険相談所の公正・円滑な運営を確保

生命保険相談所では、外部有識者の学者、弁護士、医師および消費者団体の代表者からなる「裁定諮問委員会」を設けています。同委員会は、生命保険相談所長(生命保険協会長)からの諮問・相談に応じるとともに、生命保険相談所の業務や「裁定審査会」の運営が公正・

円滑に行われるよう、必要に応じて勧告・提言を行っています。生命保険協会では、同委員会で出された意見等を、生命保険協会や生命保険各社の取組みに反映させる仕組みを構築しています。

## 生命保険協会職員の声



生命保険相談室  
山口 加寿也

## 利便性の高い相談所業務運営を図っています

専門的な知識を持った相談員とともに、お客さまからのご相談や苦情の受付と、全国で受付けた相談苦情の集計・管理を行っています。受付けた相談苦情は、苦情の再発防止・未然防止に向けて、ホームページで情報提供を行うとともに

に、生命保険各社の顧客本位の業務運営高度化にも利用されています。WEBによる相談受付の拡大も進めており、より利便性の高い相談所業務運営を図っていきます。

# 安定的な生命保険事業の確保

## 取組み 1 生命保険契約照会制度

### 確実な保険金支払いのため業界横断のセーフティーネットを構築

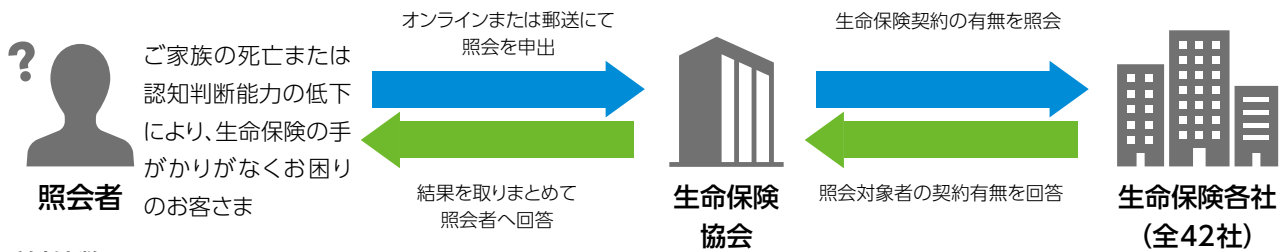
保険金請求を確実に行っていただくため、契約者・被保険者がお亡くなりになった場合または、認知判断能力が低下している場合において、法定相続人、法定代理人、3親等以内の親族等からの、照会対象者に関する生命保険契約の有無のご照会に応じています。

照会の申出・制度詳細はこちら

※照会1件あたり3,000円(税込)のご負担がございます。



<https://www.seiho.or.jp/contact/inquiry/>



#### 受付件数

年度	照会事由	死亡	認知判断能力の低下	合計
2021※		2,521	169	2,690
2022		4,803	261	5,064
累計		7,324	430	7,754

※2021年7月制度運営開始

(単位:件)

## 取組み 2 災害時における生命保険契約照会制度

### 被災されたお客さまをサポート

生命保険協会では、東日本大震災以降、災害救助法が適用された地域での被災等により生命保険契約に関する手がかりを失い、保険金等の請求が困難となった方からの生命保険契約の有無のご照会に応じています。

電話での受付(災害時のフリーダイヤル)

0120-001-731

※受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00  
※利用料のご負担はございません。

## 取組み 3 災害対策要綱の策定と特別取扱いの実施

### 災害の発生に備えた態勢整備と発生時の対応

災害時等においても人命の安全確保および生命保険事業の社会的責任を果たせるよう、災害等の発生に備えた「大規模災害対策要綱」、感染症等の流行に備えた「新型インフルエンザ等対策要綱」を策定しています。

大規模災害の発生や感染症等の流行の際には、対策本部を設置し、状況に応じて会員各社における保険料払込猶予期間の延長や保険金等の簡易支払いといった特別取扱いの実施を決定しています。



# 適切性や健全性の維持

## 取組み 1 モラルリスクや特殊詐欺への対応

### 各種制度の運営や注意喚起チラシを活用した啓発活動の実施

生命保険協会では、様々な制度を運営し、モラルリスク(生命保険が不当な利益を得るために悪用されること)の防止に取り組んでいます。また、警察庁および各都道府県警察本部と連携し、以下の取組みを行っています。



#### 【本部協会での取組み】

- 犯罪死の見逃し防止のため、生命保険加入状況調査に協力
- 特殊詐欺被害防止のための注意喚起ポスターの作成(金融庁とも連携)
- 生命保険の不正利用を防止するため、警察庁と連絡会議を開催

#### 【全国の地方協会での取組み】

- 特殊詐欺被害防止啓発チラシの配布、街頭PR等の啓発活動
- 都道府県警察本部との間で「生保警察連絡協議会」を設置し、暴力団情勢の現状と対策、モラルリスク・特殊詐欺被害防止策等について情報交換

#### モラルリスクを防ぐための制度

##### 契約内容登録制度

複数の生命保険会社にまたがり、短期間に集中して契約し不正に保険金等を受け取ることを防止するため、契約内容を生命保険協会の「登録センター」に登録し、ご契約の引き受けや保険金等のお支払いの判断の参考にしています。

##### 支払査定時照会制度

保険金等のご請求があった場合、生命保険会社同士が必要に応じ、保険契約の内容について情報交換を行い、保険金等のお支払いの判断の参考としています。



啓発活動に参加する皆さん(広島県協会)

## 取組み 2 反社会的勢力への対応

### 業界データベースの構築

「行動規範」や「反社会的勢力への対応指針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たないこと等を宣言しています。また、反社会的勢力およびその関係者との保険契約の

解消に向けて、保険約款への暴力団排除条項の導入の後押しや反社会的勢力に関する業界データベースの構築、他団体との意見交換等の対応を行っています。

## 取組み 3 マネー・ローンダリングに関する対策

### ハンドブックやポスターの作成

マネー・ローンダリングとは、犯罪等で得た資金をあたかも正当な取引で得た資金に見せかけるために、その出所を偽装したり、隠したりすることです。

生命保険協会では、マネー・ローンダリング等の対策について、生命保険各社の理解を深めること

を目的としたハンドブックやQ&A、お客さま向けのポスターの作成等を行っています。また、「マネー・ローンダリング等対策プロジェクトチーム」を設置し、情報共有等を通じて各社のマネー・ローンダリング等対策の高度化を図っています。

# 持続可能な社会の 実現に向けた取組み

持続可能な社会の実現に向けて、  
様々な課題の解決に取り組んでいます。



## SDGs推進に向けた取組み

### 取組み 1 重点取組項目の設定

## 生命保険業界におけるSDGs達成に向けて

中長期的な視点からSDGsにかかる取組みをさらに強化していくため、生命保険業界が重点的に取り組む12の項目を選定し、業界全体でSDGsに貢献する態勢を整えています。

### 重点取組項目と生命保険各社の取組事例

1. 持続可能な社会保障制度の構築に向けた貢献	・ 社会課題の解決に資する商品・サービスの提供	
2. 金融リテラシー教育の推進	・ 消費者教育や金融保険教育・寄付講座の実施	
3. 高齢者への対応を含む消費者目線に立った経営の推進	・ アフターフォローの高度化、各種手続き等の充実	
4. 健康寿命延伸に向けた取組み	・ 健康増進をサポートする商品・サービスの提供	
5. ESG投融資の推進	・ 再生可能エネルギー・海水淡水化プロジェクトへの投融資	
6. 気候変動問題をはじめとする環境問題への対応	・ TCFD提言に沿った各種対応等	
7. モラルリスク対策およびマネー・ローディング等、反社会的勢力への対応	・ 反社会的勢力との関係遮断、マネロン等対策の高度化	
8. コンプライアンスの推進と人材育成	・ コンプライアンスに関する組織体制の構築、各種研修の実施	
9. 持続可能な社会実現に向けたインフラ整備とデジタル化の推進	・ サービス品質向上・イノベーション創出に向けた対応	
10. ダイバーシティ&インクルージョンの推進	・ 女性活躍推進のための階層別研修、多様な働き方の推進	
11. 人権に関する対応	・ 人権デューデリジェンス・LGBTへの理解促進等の取組み	
12. 地域貢献に関する取組み	・ 寄付、子育て支援等を通じた社会貢献、自治体との連携	

### TOPICS

#### ESG金融ハイレベル・パネル

2023年3月、環境省の主催により「GX(グリーン転換)とわが国の金融の取組」等をテーマに、「ESG金融ハイレベル・パネル」が開催されました。これに協会長が参加し、「生命保険会社の資産運用におけるGXに向けた取組み」をテーマにプレゼンテーションを行いました。今後も、生命保険協会の取組み等を通じて、国内企業の脱炭素に向けた取組みを後押ししてまいります。



気候変動問題をはじめとする環境問題への対応

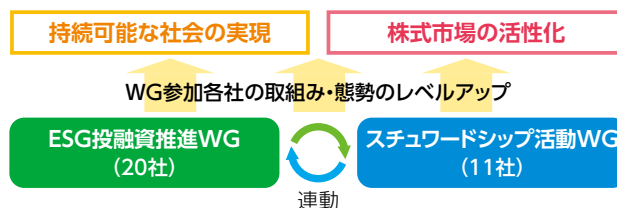
政府の2050年カーボンニュートラル目標等を踏まえ、「生命保険業界のカーボンニュートラル行動計画」をとりまとめ、地球環境への負荷に配慮した事業活動を通じて、気候変動問題をはじめとする環境問題の解決に貢献していきます。



取組み 2 ESG投融資の推進に向けた取組み

# 生命保険各社の取組みの底上げを推進

生命保険協会では、株式市場の活性化と持続可能な社会の実現に向け、「ESG投融資推進WG」と「スチュワードシップ活動WG」において参加各社の取組み・態勢のレベルアップを推進しています。



## ESG尊重の意識や取組みの現状を踏まえた提言活動

生命保険協会では、企業価値向上に向けた取組みについて、1974年から49年間にわたり継続的に調査を行っています。2022年度は、株式市場活性化と持続可能

な社会の実現に向けた当年度の活動内容や、企業および投資家の意識や取組みに関するアンケート調査に基づき、報告書の形で提言を行っています。

2022年度の提言まとめ

	提言内容	提言先
経営目標／財務戦略	① 中長期的な株主還元拡大(配当性向30%以上)	企業
	② 資本コストを踏まえたROEの目標設定と水準向上	
ガバナンスの向上	③ 社外取締役役に期待する役割・実績についての情報開示充実	
対話の質の向上	④ 経営戦略と連動した人的資本、知的財産への投資を含む中長期的な投資戦略の情報開示・対話充実	
	⑤ 経営層による対話への関与推進	
	⑥ 企業に対する深い理解に基づく対話、企業の課題解決に資する中長期視点での対話を推進	

	提言内容	提言先
議決権行使	⑦ 反対比率が高い議案に対する説明充実	企業
	⑧ 議決権行使プロセスの透明性向上	投資家
ESG取組促進	⑨ 統合報告書等を通じた、ESGを含む非財務情報の更なる開示	企業
	⑩ ESG取組を含む、持続的な成長を実現するための中期経営計画の策定	企業
	⑪ 気候変動に伴う影響に関する企業の情報開示充実及び投資家による企業評価等への情報活用促進、企業・投資家双方の温室効果ガス削減目標の策定検討	投資家
	⑫ 省庁横断的なESG取組促進策の打ち出し	政府
	⑬ カーボンニュートラルの実現に向けた、政策的な支援の更なる拡充	政府

## 気候変動に関連する情報開示の充実に向けた協働エンゲージメント

機関投資家が連携して投融資先企業と対話することで、より建設的かつ効果的な議論が期待できます。

生命保険協会は、2017年度からこうした協働エンゲージメント活動に取り組んでいます。

2022年度は、前年度から継続し「株主還元の充実」「ESG情報の開示充実」「気候変動の情報開示充実」をテーマとして、特に脱炭素化に向けた一層の取組みと情報開示を推進しています。

生命保険協会職員の声



企画部 財務経理G  
立本 祐央

「持続可能な社会」の実現に向けて

ESG 投融資推進 WG とスチュワードシップ活動 WG の事務局運営を担当しています。近年、「2050年カーボンニュートラル」の達成に向けて、政府や民間企業、様々なイニシアチブにおいて議論や取組みが進められています。そのような地球規模の課題に対して、会社としてでき

ること、個人としてできることは限られていますが、小さなことの積み重ねが大切であると感じながら仕事をしています。今後も、生命保険協会の取組みを通じて、株式市場の活性化と持続可能な社会の実現に貢献できるよう、取り組んでまいります。

# SDGs達成に向けた活動を推進する仕組みづくり

生命保険協会では、SDGsに掲げられている課題に対する生命保険各社の取組みを支援する「SDGs推進プロジェクトチーム」を設置し、持続可能な社会の構築に向けた取組みを推進しています。

## SDGs達成に向けた取組事例の共有化

生命保険各社におけるSDGs達成に向けた取組状況に関するアンケートを毎年実施し、取組事例を共有しています。

SDGsを活用した取組みに関し、「事業活動マッピング」、「優先課題の特定」および「対外的な開示/広報」については、全42社のうち約7割の会員会社で実施されています。その他の取組みについても、右表のとおり半数の会員会社で実施されており、各社におけるSDGsの取組みは着実に進んでいます。

### 各領域における第一人者による講演会・研修会の開催

#### 「TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)のβ版枠組み開発の最新状況」

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社

原口 真 氏

サステナビリティ推進部TNFD専任SVP兼MS&ADインターリスク総研株式会社フェロー

#### 「生命保険会社における人権対応ハンドブック」

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

櫻井 洋介 氏

コンサルティング事業本部サステナビリティビジネスユニットサステナビリティ戦略部シニアマネージャー

### SDGsを活用した取組み

	2018年度 (SDGs推進PT組成時)	2022年度
事業活動のマッピング	16社	▶ 30社
優先課題の特定	13社	▶ 28社
目標(KPI)の設定	9社	▶ 21社
経営への統合	6社	▶ 22社
対外的な開示/広報	10社	▶ 30社

# 数値目標の設定と実績フォローアップ

生命保険業界における環境保全の取組みを推進するため、「環境問題における行動指針」を定めたうえで、業界としての目標を設定し、生命保険各社の実績のフォローアップや取組み状況の共有を行っています。具体的に

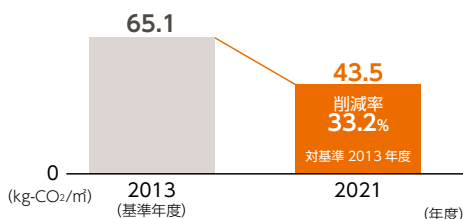
は、経団連のカーボンニュートラル行動計画に参加し、脱炭素に関する生命保険業界の数値目標等を設定しています。また、経団連の循環型社会形成自主行動計画にも参加し、資金循環に関する業界の目標を定めています。

## カーボンニュートラル行動計画

### 2030年度までの目標

生命保険業界として2013年度比で床面積あたりの電力消費量におけるCO<sub>2</sub>排出量を51%削減することを目指す。

#### 床面積あたりの電力消費におけるCO<sub>2</sub>排出量



## 循環型社会形成自主行動計画

### 業種別独自目標

循環型社会の形成に向けて、環境に配慮した事業活動を通じて環境負荷の低減に努めるとともに、生命保険各社およびその他ステークホルダーとの連携を図りながら、資源循環の向上を目指す。

#### 具体的な行動計画

1. ペーパーレス化の推進等により、紙資源の使用量の削減に努める。
2. 紙および事務消耗品のグリーン購入に努める。
3. 廃棄物の分別回収の徹底に努める。
4. 紙およびその他資源の再利用につながる取組みに努める。

### 業種別プラスチック関連目標

事業活動を行うために必要なプラスチック資源を含む資源量を削減するとともに、資源のリサイクルを推進することにより、環境への負荷を低減するよう努める。

# 奨学金・子育て支援・健康増進に関する取組み

## 取組み 1 介護福祉士養成給付型奨学金

### 累計5,647名に支給、介護の充実に貢献

超高齢社会における介護の担い手として、介護福祉士の役割はますます大きくなっています。生命保険協会は、介護福祉士養成施設が開校された1989年より、34年間で累計5,647名に給付型奨学金を支給しています。卒業後の奨学生は、特別養護老人ホーム等の介護福祉施設で活躍しています。



奨学生決定通知書の授与  
(長野県協会)

#### 制度概要

##### 奨学金の額

・月額2万円  
(年間24万円)を支給

##### 支給期間 2022年度奨学生数

1年間 177名

#### 奨学生の声

##### わたしの目指す介護福祉士像

実習で、職員の方から「利用者に話しかけなければならない、何を話したらいいのかなどと迷うかもしれないけれど、利用者のそばにいて安心してもらえるような環境づくりもコミュニケーションの一つだよ」とアドバイスをいただきました。これから先、介護現場で働くときには、利用者への理解を深め、ときには親身に寄り添いながら話を聞き、信頼してもらえるように笑顔を絶やさず介護福祉士になりたいと思います。



びわこ学院大学短期大学部

伊藤 捺美さん

## 取組み 2 保育士養成給付型奨学金

### 累計568名に支給、保育士不足の解消に貢献

保育人材の確保はわが国の重点課題になっています。生命保険協会は、2017年度からの6年間で累計568名の学生に給付型奨学金を支給しています。卒業後の奨学生は、保育の専門職として活躍しています。



奨学生決定通知書の授与(徳島県協会)

#### 制度概要

##### 奨学金の額

・月額2万円  
(年間24万円)を支給

##### 支給期間 2022年度奨学生数

1年間 116名

#### 奨学生の声

##### わたしのなりたい保育者像

短大生活で参加した教育実習や保育実習では、子どもに接するときの声の掛け方やタイミングについて学ぶことができました。また、障がい者支援施設での実習では、言語を超えた表情や声色といった非言語コミュニケーションの重要性を実感しました。これまでの実習で経験した学びや反省などを生かし、一人ひとりの個性や成長に寄り添い、子どもたちのまぶしい笑顔を守る保育者になりたいと思っています。



長崎女子短期大学

尾田 七海さん

## 累計412名に支給、留学生の勉学を支援

わが国の国際化がますます進展する中で、国際的な社会貢献や国際交流の意義が高まっています。生命保険協会は、日本国際教育支援協会の協力のもと、東アジアや東南アジア出身の私費留学生へ給付型奨学金を支給しています。2022年度は新たに8名の学生を奨学生として迎え、「外国人私費留学生奨学金制度」として発足した1990年度から、累計で412名を支援しました。

### 制度概要

奨学金の額	
・月額 <b>10</b> 万円(年間120万円)を支給	
支給期間	2022年度奨学生数
最大 <b>2</b> 年間	<b>8</b> 名

### 奨学生の声

#### 日本への留学で将来の視野が広がりました

台湾の大学在学中に先生方より、日本の「ものづくり」の先進的技術についてうかがい、興味を持ったことから日本への留学を決めました。在学中はコロナ禍でアルバイトと学業を両立させるのは大変でしたが、生命保険協会から奨学金をいただいたことで経済的負担が軽減され、学業に集中することができました。東京大学では生産加工技術やプログラミングを学び、実践的な知識やノウハウを身に付けられたと感じています。留学での様々な経験を活かし、卒業後は日本企業で働きたいと考えています。



東京大学  
オウカンカン  
王冠歓さん

## 子育て世代が活躍できる社会の実現に向けて

社会の高齢化が進む中、子育て世代の社会進出がますます重要になっています。多数の子育て世代が活躍する生命保険業界として、社会問題の解消に貢献することを目的に、保育所・放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上を目指し、2014年度より資金助成をしています。

2022年度は1,169施設から応募いただき、2年連続で全47都道府県の計120施設に助成しました。

### 助成決定通知書授与式の様子



秋田県協会



岡山県協会

### 制度概要

助成金額(上限額)	
・保育所 <b>35</b> 万円	
・放課後児童クラブ <b>20</b> 万円	
助成金総額	
<b>2,500</b> 万円 (累計2億1,400万円)	
2022年度助成施設数	
<b>120</b> 施設 (累計955施設)	

### 助成施設の声

#### 保育環境が充実し感謝しています

うきま絆第二保育園では、延長保育の環境を充実させるため、いただいた助成金でストレッチマットとプレイマットを購入しました。ストレッチマットでは体をたくさん動かせるだけでなく、寝転んで休息することもできるので、延長保育時はゴロゴロと休息する場所として人気です。プレイマットは本を読む場所になるだけでなく、車に見立てて遊ぶことができます。助成金のおかげで年齢の制限なく延長保育の環境を充実させることができ、子どもたちがたくさん遊ぶ姿が見られるようになりました。



うきま絆第二保育園(東京都)

# 健康寿命の延伸に向けて、ウォーキング大会に協賛

国民の健康寿命の延伸に向けた啓発活動を推進するため、2014年度よりウォーキング大会に協賛しています。2022年度は、「うらそえツデーマーチでだこウォーク(沖縄県)」、「瀬戸内倉敷ツデーマーチ(岡山県)」に協賛し、地域のみなさまに健康増進について考えていただく機会づくりに取り組みました。

また、地域活性化にも貢献するため、ウォーキングと婚活をコラボさせたサイドイベントである「歩婚」への後援も行いました。

ウォーキング大会の様子



うらそえツデーマーチ だこウォーク



瀬戸内倉敷ツデーマーチ

## 全国各地のCR活動

各都道府県には、地域における生命保険事業の健全な発展を目的に活動する、54の地方協会があります。各地方協会では、生命保険各社の職員が協力しあっ

て、地域社会との良好な関係づくり(CR:Community Relations)に取り組み、住み良い社会環境づくりに貢献しています。

### 主な活動紹介

在宅介護サービス等に活用する福祉巡回車を市町村社会福祉協議会等に寄贈しています。



福島県協会



茨城県協会



神奈川県協会



山梨県協会



和歌山県協会



高知県協会

## 取組み 2 献血活動 44か所

血液不足を解消するため、生命保険各社の職員が主体となって献血活動を実施しています。



埼玉県協会



島根県協会



大分県協会

## 取組み 3 障がい者支援 54か所

障がいのある方々の支援団体等へ物品寄贈や資金助成をしています。



福井県協会



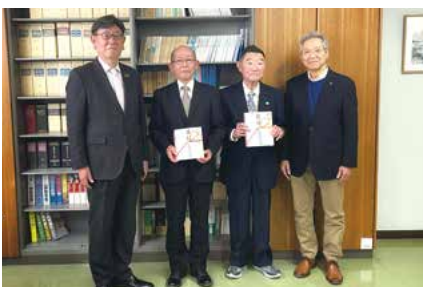
香川県協会



熊本県協会

## 取組み 4 高齢者支援 38か所

高齢者が運営主体の団体や、高齢者を対象としている支援団体等へ物品寄贈や資金助成をしています。



三重県協会



鳥取県協会



佐賀県協会

## 取組み 5 健康関連の取組み 31か所

地域住民の健康増進に向けた取組みを行っている団体等へ物品寄贈や資金助成をしています。

※新型コロナウイルス感染症対策についても支援しました。



青森県協会



兵庫県協会



福岡協会・北九州協会



取組み 6

こども食堂への支援 3か所

こども食堂やこども食堂関連団体等へ資金助成をしています。



山口県協会



長崎県協会

取組み 7

その他の活動

児童図書寄贈



函館協会

ふれあい乗馬会協賛



岩手県協会

マラソンボランティア



千葉県協会

北部豪雨被災地支援



新潟県協会

がんセンターへ車いす等寄贈



静岡県協会

県立美術館設立への助成



鹿児島県協会

TOPICS

JAIFAとの連携活動

一部の地方協会では、JAIFA(生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会)と連携し、福祉巡回車の寄贈、献血活動、募金活動を共同で実施しています。



福祉巡回車を共同で寄贈(愛知県協会)

地方CR活動  
については  
こちら



<https://www.seiho.or.jp/activity/social/cr/>

Twitter公式アカウントより  
随時情報を発信しています。



@seihokyokai



# 生命保険協会の組織図



## 加盟会社一覧 (2023年6月現在) 計42社

- アクサ生命保険株式会社
- アクサダイレクト生命保険株式会社
- 朝日生命保険相互会社
- アフラック生命保険株式会社
- イオン・アリアンソ生命保険株式会社
- SBI生命保険株式会社
- エヌエヌ生命保険株式会社
- FWD生命保険株式会社
- オリックス生命保険株式会社
- カーディフ生命保険株式会社
- 株式会社かんぽ生命保険
- クレディ・アグリコル生命保険株式会社
- ジブラルタ生命保険株式会社
- 住友生命保険相互会社
- ソニー生命保険株式会社
- SOMPOひまわり生命保険株式会社
- 第一生命保険株式会社
- 第一フロンティア生命保険株式会社
- 大樹生命保険株式会社
- 大同生命保険株式会社
- 太陽生命保険株式会社
- チューリッヒ生命保険株式会社
- T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- なないろ生命保険株式会社
- ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
- 日本生命保険相互会社
- ネオファースト生命保険株式会社
- はなさく生命保険株式会社
- 富国生命保険相互会社
- フコクしんらい生命保険株式会社
- プルデンシャル生命保険株式会社
- プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
- マニユライフ生命保険株式会社
- 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
- みどり生命保険株式会社
- 明治安田生命保険相互会社
- メットライフ生命保険株式会社
- メディケア生命保険株式会社
- ライフネット生命保険株式会社
- 楽天生命保険株式会社

(五十音順)

# 生命保険相談所一覧

ご相談受付時間 9:00~17:00(土・日曜、祝日を除く)  
(2023年6月現在)

**生命保険相談室** 東京 …… Tel.03-3286-2648 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階(生命保険協会内)

**[連絡所]** ご訪問される場合は、事前にお電話ください。

**札幌・苫小牧** …… Tel.011-222-1388

〒060-0005 札幌市中央区北5条西5丁目2-12 住友生命札幌ビル8階

**函館** …… Tel.0138-54-0292

〒040-0001 函館市五稜郭町1-14 五稜郭114ビル8階

**旭川・北見** …… Tel.0166-25-5166

〒070-0031 旭川市1条通9-50-3 旭川緑橋通第一生命ビル5階

**釧路・帯広** …… Tel.0154-22-6027

〒085-0014 釧路市末広町9-2-5 日本生命釧路末広町ビル6階

**青森県** …… Tel.017-776-1348

〒030-0862 青森市古川2-20-6 AQUA古川2丁目ビル4階

**岩手県** …… Tel.019-653-1726

〒020-0021 盛岡市中央通2-1-21 盛岡中央通ビル6階

**宮城県** …… Tel.022-224-3221

〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30 日本生命仙台勾当台西ビル3階

**秋田県** …… Tel.018-865-0016

〒010-0951 秋田市山王3-1-12 太陽生命秋田ビル6階

**山形県** …… Tel.023-631-1694

〒990-0031 山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル7階

**福島県** …… Tel.024-922-2863

〒963-8002 郡山市駅前2-10-15 三共郡山ビル北館8階

**茨城県** …… Tel.029-227-3932

〒310-0062 水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル4階

**栃木県** …… Tel.028-636-2437

〒320-0811 宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル7階

**群馬県** …… Tel.027-223-2802

〒371-0023 前橋市本町2-14-8 新生情報ビル5階

**埼玉県** …… Tel.048-644-5001

〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75 大宮フコク生命ビル8階

**千葉県** …… Tel.043-225-6467

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル6階

**神奈川県** …… Tel.045-641-6998

〒231-0012 横浜市中区相生町6-113 オーク桜木町ビル10階

**新潟県** …… Tel.025-245-8981

〒950-0087 新潟市中央区東大通1-3-8 明治安田生命新潟駅前ビル8階

**山梨県** …… Tel.055-228-7565

〒400-0031 甲府市丸の内2-30-3 甲府丸の内ビル5階

**長野県** …… Tel.0263-35-8132

〒390-0874 松本市大手3-4-5 明治安田生命松本大手ビル7階

**富山県** …… Tel.076-433-7352

〒930-0005 富山市新桜町4-28 朝日生命富山ビル4階

**石川県** …… Tel.076-231-1945

〒920-0919 金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル2階

**福井県** …… Tel.0776-25-0107

〒910-0005 福井市大手3-2-1 福井ビル3階

**岐阜県** …… Tel.058-263-7547

〒500-8842 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7階

**静岡県** …… Tel.054-253-5712

〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9 静岡フコク生命ビル7階

**愛知県** …… Tel.052-971-5233

〒460-0004 名古屋市中区新栄町1-1 明治安田生命名古屋ビル6階

**三重県** …… Tel.059-225-7439

〒514-0009 津市羽所町375 百五・明治安田ビル8階

**滋賀県** …… Tel.077-525-6677

〒520-0056 大津市末広町1-1 日本生命大津ビル8階

**京都府** …… Tel.075-255-0891

〒600-8492 京都市下京区四条通新町東入ル月鉾町62 住友生命京都ビル6階

**大阪府** …… Tel.06-4708-5132

〒541-0042 大阪市中央区今橋3-2-20 洪庵日生ビル4階

**兵庫県** …… Tel.078-332-6269

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル7階

**奈良県** …… Tel.0742-26-1851

〒630-8241 奈良市高天町10-1 T.T.ビル2階

**和歌山県** …… Tel.073-432-1936

〒640-8157 和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル8階

**鳥取県** …… Tel.0857-24-3523

〒680-0822 鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル5階

**島根県** …… Tel.0852-24-7229

〒690-0007 松江市御手船場町553-6 松江駅前エストビル6階

**岡山県** …… Tel.086-225-6681

〒700-0023 岡山市北区駅前町1-9-15 明治安田生命岡山ビル6階

**広島県** …… Tel.082-223-4331

〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス2階

**山口県** …… Tel.083-223-1476

〒750-0012 下関市観音崎町11-6 朝日生命下関ビル1階

**徳島県** …… Tel.088-654-4009

〒770-0841 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル10階

**香川県** …… Tel.087-821-2659

〒760-0017 高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル4階

**愛媛県** …… Tel.089-946-3583

〒790-0005 松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル6階

**高知県** …… Tel.088-873-3304

〒780-0870 高知市本町2-2-34 明治安田生命高知ビル8階

**福岡** …… Tel.092-715-1875

〒810-0001 福岡市中央区天神1-6-8 天神ツインビル12階

**北九州** …… Tel.093-531-8760

〒802-0003 北九州市小倉北区米町2-1-2 小倉第一生命ビル2階

**佐賀県** …… Tel.0952-24-2082

〒840-0801 佐賀市駅前中央1-9-45 大樹生命佐賀駅前ビル8階

**長崎県** …… Tel.095-827-4459

〒850-0032 長崎市興善町2-21 明治安田生命長崎興善町ビル9階

**熊本県** …… Tel.096-324-1871

〒860-0803 熊本市中央区新市街11-18 熊本第一生命ビル9階

**大分県** …… Tel.097-534-2130

〒870-0035 大分市中央町1-1-5 大分第一生命ビル3階

**宮崎県** …… Tel.0985-28-7335

〒880-0806 宮崎市広島1-18-13 宮崎第一生命ビル新館6階

**鹿児島県** …… Tel.099-223-6027

〒892-0844 鹿児島市山之口町12-14 太陽生命鹿児島ビル4階

**沖縄県** …… Tel.098-862-1771

〒900-0015 那覇市久茂地1-12-12 ニッセイ那覇センタービル4階



一般社団法人 生命保険協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

TEL : 03-3286-2645  
URL : <https://www.seiho.or.jp/>



生命保険協会

検索